

## 46 鉄工職種(構造物鉄工作業)

2010.12.13

作業の定義	渡された図面にしたがって、構造物鉄工作業(構造物鉄工加工)(注)を行い所定の構造物を製作する作業をいう。  注 構造物鉄工作業(構造物鉄工加工) けがき作業、切断作業、穴あけ作業、曲げ作業、接合作業、ひずみ取り作業、組立て作業、仕上げ作業、検査作業、塗装作業等を含む作業全体を指す。	
必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)	(1)構造物鉄工作業(構造物鉄工加工) ①読図作業 ②けがき作業及び型板製作作業 ③鉄工用工作機械による鋼板及び形鋼の切断及び穴あけ並びにグラインダによる研削作業(作業に応じて特別教育、技能講習等が必要。) ④鋼板及び形鋼のガス切断作業(技能講習が必要。) ⑤手作業により曲げ加工作業 ⑥材料及び製品のひずみ取り作業 ⑦組立図による溶接及びボルトを用いた構造物の組立て作業(揚重装置を用いた製品の移動・回転を含み、作業に応じて特別教育、技能講習等が必要。) ⑧補修作業 ⑨製品測定・検査作業 (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③鉄工職種に必要な整理整頓作業 ④鉄工職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業 ⑨安全計画の作成作業 ⑩ヒヤリ・ハット実施報告書の作成及び対策報告書作成作業	
関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)	(1)関連作業 ①製缶作業 ②構造物現図作業 ③塗装作業 ④器工具の管理作業 ⑤構造物鉄工加工用機械の保守管理作業 ⑥作業工程管理業務 ⑦製品の品質管理業務 ⑧クレーン運転作業(作業に応じて特別教育、技能講習等が必要。) ⑨移動式クレーン運転作業(作業に応じて特別教育、技能講習等が必要。) ⑩玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑪フォークリフト運転作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑫鋼材、溶接材料、ボルト材料等の材料管理業務 (2)周辺作業 ①製品・部品の梱包・出荷作業 ②素材(材料)の工場内運搬作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ	
使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)	1.構造用鋼材(鋼板、形鋼、鉄筋等) 2.ステンレス鋼材 3.アルミニウム及びアルミニウム合金材 4.銅及び銅合金材 5.ボルト・ナット材	6.溶接材 7.鋳鋼品 8.鍛鋼品 9.チタン
使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)	①機械、設備等(機械、設備等に応じた保護具を使用すること。) 1)電動工具、油・空圧工具、機械工作作業用工具(一つ以上必ず使用すること。) 1.電動・空圧ドリル 2.電動・空圧ディスクサンダ 3.ドリル 4.ドリルチャック 5.スリーブ 2)溶接作業用工具(必要に応じて使用すること。) 1.アーク溶接機 2.ロボット溶接機 3.ガス溶接機 4.溶接電流計 3)切断・加熱作業用工具(必要に応じて使用すること。) 1.手動ガス溶断機 2.自動ガス切断機 3.中圧式安全器 4)曲げ加工用機械(必要に応じて使用すること。) 1.ベンディングロール 2.プレスブレーキ 5)せん断加工用機械(必要に応じて使用すること。) 1.ニブリングシャー 2.スケヤシャー 6)プレス機械(必要に応じて使用すること。) 1.機械プレス 2.油圧プレス	

※

<p>使用する機械、設備、器工具等（該当するものを選択すること。）</p>	<p>7) その他工作機械（必要に応じて使用すること。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 帯鋸盤</li> <li>2. 砥石切断機</li> <li>3. 旋盤</li> <li>4. ボール盤</li> </ol> <p>② 器工具等（器工具等に応じた保護具を使用すること。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 一般作業用工具（一つ以上必ず使用すること。） <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 片手ハンマ</li> <li>2. 万力</li> <li>3. スパナ</li> <li>4. モンキレンチ</li> <li>5. 棒スパナ</li> <li>6. ソケットレンチ</li> <li>7. パイプレンチ</li> </ol> </li> <li>2) けがき作業用工具（一つ以上必ず使用すること。） <ol style="list-style-type: none"> <li>1. けがき定盤</li> <li>2. Vブロック</li> <li>3. ます形Vブロック</li> <li>4. けがき針</li> <li>5. トースカン</li> <li>6. スケールホルダ</li> <li>7. コンパス</li> <li>8. けがき用たがね</li> <li>9. ポンチ</li> </ol> </li> <li>3) 仕上げ作業用工具（一つ以上必ず使用すること。） <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 万力</li> <li>2. シャコ万力</li> <li>3. やすり</li> <li>4. ワイヤブラシ</li> <li>5. ハンドタップ</li> </ol> </li> <li>4) 板金、製缶作業用工具（必要に応じて使用すること。） <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金切りばさみ</li> <li>2. はんだごて</li> <li>3. 鍛造ばし</li> <li>4. 金敷</li> <li>5. たがね</li> <li>6. 各種ハンマ</li> </ol> </li> <li>5) 溶接作業用工具（必要に応じて使用すること。） <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ワイヤ切断ペンチ</li> <li>2. プラスチックハンマ</li> <li>3. 火ばし</li> <li>4. プライヤ</li> <li>5. シャコ万力</li> </ol> </li> </ol> <p>③ 計測器等（一つ以上必ず使用すること。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鋼製直尺</li> <li>2. 鋼製巻尺</li> <li>3. 直角定規</li> <li>4. コンベックスルール</li> <li>5. 貫通ゲージ</li> <li>6. さしがね</li> <li>7. パス</li> <li>8. ノギス</li> <li>9. ハイトゲージ</li> <li>10. マイクロメータ</li> <li>11. ダイアルゲージ</li> <li>12. すきまゲージ</li> <li>13. 限界ゲージ</li> <li>14. 開先ゲージ</li> <li>15. スコヤ</li> <li>16. スチールプロトラクタ</li> <li>17. ユニバーサルベベルプロトラクタ</li> <li>18. アンクルゲージ</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. グラインダ平削り盤</li> <li>6. 両頭研削盤</li> <li>7. その他各種工作機械</li> <li>8. 鉄工用スパナ</li> <li>9. ドライバ(+、-)</li> <li>10. ペンチ</li> <li>11. プライヤ</li> <li>12. バイスプライヤ</li> <li>13. その他各種一般作業用工具</li> <li>10. けがき用ハンマ</li> <li>11. 刻印</li> <li>12. けびき</li> <li>13. アングルスコヤ</li> <li>14. ストレートエッジ</li> <li>15. 墨つぼ</li> <li>16. 墨さし</li> <li>17. 文鎮</li> <li>18. その他各種けがき作業用工具</li> <li>6. タップハンドル</li> <li>7. ダイス</li> <li>8. ダイスハンドル</li> <li>9. 金切りのこ</li> <li>10. その他各種仕上げ作業用工具</li> <li>7. ヘシ類</li> <li>8. レールベンダ</li> <li>9. 蜂の巣定盤</li> <li>10. 鍛造用馬</li> <li>11. その他板金、製缶作業用工具</li> <li>6. やすり</li> <li>7. チッピングハンマ</li> <li>8. ワイヤブラシ</li> <li>9. 溶接用保護具</li> <li>10. その他各種溶接作業用工具</li> <li>19. 水準器</li> <li>20. ドリルゲージ</li> <li>21. 穴ゲージ</li> <li>22. 溶接用ゲージ</li> <li>23. 温度チョーク</li> <li>24. 下げ振り</li> <li>25. トランシット</li> <li>26. レベル</li> <li>27. レーザーレベル</li> <li>28. スタッフ</li> <li>29. ピアノ線</li> <li>30. ガス切断面等級モデル</li> <li>31. 電卓</li> <li>32. 測定治具</li> <li>33. プレート型板</li> <li>34. ばねばかり</li> <li>35. その他各種測定作業用工具</li> </ol>
<p>製品の例</p>	<p>鉄工職種（構造物鉄工作業）による製品は、日本標準産業分類の大分類「E 製造業」、中分類「24 金属製品製造業」、「25 はん用機械器具製造業」、「26 生産用機械器具製造業」、「27 業務用機械器具製造業」、「29 電気機械器具製造業」、「31 輸送用機械器具製造業」、「32 その他の製造業」等で生産される構造物鉄工加工の工程を有する製品、部品が該当し、ここで生産される主な製品としては建築物や化学プラント等の鉄鋼構造物、鉄塔・橋梁・煙突等の鋼製構造物、各種機械器具の構造部分を形成する構造物等が該当する。</p>
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 構造物鉄工作業の一部の加工作業（溶接作業、ガス切断作業、機械切断作業、穴あけ加工作業、サンダ処理作業、曲げ作業、塗装作業、組立て作業等）のみの場合</li> <li>2. 揚重運搬機械の運転作業のみの場合</li> <li>3. 玉掛け作業のみの場合</li> <li>4. 上記の関連作業及び周辺作業のみの場合</li> </ol>